

告示

埼玉県選管告示第四十一号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

令和八年五月一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長峰 宏 芳

| 種別 | 施設の開設主体及び名称 | 所在地 |
|-------|---|---------------------------|
| 老人ホーム | 社会福祉法人元気村 介護老人福祉施設 馬室たんぽぽ翔裕園（従来型） | 埼玉県鴻巣市原馬室三千 三百三十五 |
| 老人ホーム | 社会福祉法人元気村 介護老人福祉施設 馬室たんぽぽ翔裕園（ユニット型） | 埼玉県鴻巣市原馬室三千 三百三十五 |
| 病院 | 医療法人社団聖心会 湖街ホスピタル | 埼玉県越谷市レイクタウ ン八丁目十二番地十二 |